

傍 聴 要 領

埼玉県南西部保健医療圏（朝霞保健所所管区域）難病対策地域協議会

1 傍聴の手続

- （１）傍聴の受付は、事前予約により先着順で行います。定員になり次第、受付を終了します。
- （２）会議の傍聴を希望する方（事前予約済の方に限る）は、会議の開催予定時刻までに、受付で氏名及び住所を記入し、協議会の会長の許可を得た上で、係員の指示に従って会議の会場に入室してください。

2 会議の秩序の維持

- （１）傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- （２）傍聴者が３の規定に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

3 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次の事項を守ってください。

- （１）会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- （２）騒ぎ立てる等議事を妨害しないこと。
- （３）会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- （４）会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、協議会の会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- （５）その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。